

2 環境影響評価方法書

知事意見	事業者の見解
1 環境影響評価の項目について	
<p>環境影響評価手続き中において、より具体化した事業計画や現施設の解体等の関連する事業により新たな影響要因が明らかとなった場合、および環境影響に関する新たな事実が判明した場合には、環境影響評価の項目を見直すこと。</p>	<p>事業計画について、新ごみ処理施設整備基本計画での検討結果や配慮書・方法書での意見、方法書以降に実施した対象事業実施区域の地質調査結果及び造成計画を踏まえ、対象事業実施区域の変更内容や配置計画、造成計画等の具体的な事業計画を「3. 対象事業の目的及び内容」（p6、p15～p16、p37～p39）に記載しました。</p> <p>なお、既存施設の解体については、将来的には実施するものの、現時点では具体的な計画はありません。また、試運転時を除き、既存施設と新たな施設の同時稼働はありません。</p> <p>これに基づき環境影響評価の項目を検討した結果、方法書に示した環境影響評価の項目について、新たに追加するものではありませんでした。</p>
2 環境影響評価の調査、予測および評価の手法について	
<p>(1) 大気質、騒音、低周波音および悪臭について、地形や周辺住居等の分布を十分考慮し、調査地点や予測手法等を選定すること。</p>	<p>大気質、騒音、低周波音および悪臭については、地形や周辺住居等の分布を考慮し、調査地点等の選定を行い、「7. 調査、予測及び評価の手法及び結果7.1 大気質」（p173、p196等）、「同7.2 騒音」（p280）、「同7.4 低周波音」（p347）及び「同7.5 悪臭」（p353）に記載しました。また、それに基づく調査、予測・評価の結果を記載しました。</p>
<p>(2) 施設の稼働に伴う大気質および悪臭の予測に当たっては、施設の運転管理方法を踏まえた適切な排ガス等の条件を設定すること。</p>	<p>本施設からの排ガスは、基本的に法規制値よりも厳しい値を環境保全目標として定め、これを遵守するよう運転管理を行ってまいります。</p> <p>施設の稼働に伴う大気質および悪臭の予測に当たっては、設定した環境保全目標値や最新の計画ごみ質等を基に排ガス等の条件を設定し、これに基づき予測・評価を実施しました。</p>
<p>(3) 掘削等工事の実施に伴う水の濁りの調査に当たっては、降雨時の流量および濁りの推移を的確に把握できるよう時期や頻度等を設定すること。</p>	<p>掘削等工事の実施に伴う水の濁りの調査にあたっては、2回の降雨時について、一般的な降雨時の状況を把握できるよう時期を設定し、一定の時間間隔で測定を実施することで、降雨時の流量お</p>

	よび濁りの推移を把握できるよう調査を実施しました。
(4) 動植物や生態系について、調査状況に応じた調査手法の見直し、調査結果を踏まえた予測、評価および環境保全措置の検討が適切に行われるよう必要に応じて専門家から助言を受けること。	動植物や生態系について、方法書に記載した手法を基本に、より具体化した事業計画を踏まえ調査を実施しました。また、適宜、専門家へヒアリングを行い調査手法の妥当性を確認して進めました。なお、調査の過程で、対象事業実施区域の周辺で希少猛禽類のオオタカの営巣が確認されたことから、行動圏を把握するための調査計画の妥当性を専門家へ確認するとともに、調査圧の軽減、調査精度確保のための助言を得ながら、その内容を反映した追加調査を実施しました。
(5) より具体化した事業計画を踏まえ、影響を受けるおそれがある動物の生態に応じた調査および予測手法となるよう必要に応じて調査等を見直すこと。	また、予測・評価の実施にあたっては、専門家の助言を得ながら環境保全措置の検討を行い、その経緯等を「8. 環境保全措置の内容」(p529、p531)に記載しました。
(6) 希少猛禽類など行動範囲が広域となる種については、調査範囲を方法書の範囲に限定することなく広く把握するよう努めること。	鳥類(猛禽類)調査においては、猛禽類の確認状況に応じて調査地点を移動させ、調査範囲に限定することなく広く把握することに努めました。
(7) 景観について、遠景域に存在する不特定多数の人々が訪れる眺望点からの景観への影響も考慮し、調査地点等を選定の上、工場棟位置、煙突等施設の配置、構造および色彩ならびに敷地内の緑化などの環境保全措置を検討し、予測および評価を行うこと。	景観については、遠景域に存在する眺望点として、対象事業実施区域から西側約7kmの位置する足羽山公園を調査地点として追加しました。 予測にあたっては、工場棟の位置及び配置、煙突高さ、構造および色彩ならびに敷地内の緑化などの事業計画の環境配慮を検討した結果を踏まえフォトモンタージュの作成を行い、予測および評価を行いました。 また、工場棟の位置及び配置、煙突高さの比較検討の経緯については、「8. 環境保全措置の内容」(p517～p520)に記載しました。
(8) 工事の実施に伴う廃棄物等については、予測期間を工事期間全体とすること。	工事の実施に伴う廃棄物等については、予測期間を工事期間全体とし、予測・評価を実施しました。
(9) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等について、各種の電気・余熱利用等手法について情報収集を行い、利用可能な環境保全措置を検討し、予測等に反映すること。	施設の稼働に伴う温室効果ガス等について、電気等の施設で利用するエネルギー量を情報収集するとともに、廃熱を利用した発電や蒸気の利用など利用可能な環境保全措置を検討した上で、予測・評価を実施しました。

3 環境影響評価準備書の作成等について	
(1) 環境影響評価項目の選定について、影響要因の見直しなどにより追加した項目を含めその選定・非選定理由を記載すること。	最新の事業計画に基づき、選定する環境影響評価項目の検討を行い、選定・非選定理由について、「6. 対象事業に係る環境影響評価の項目」(p169～p170)に記載しました。
(2) 調査および予測の地点および時期等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。	調査および予測の地点および時期等について、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由について、「7. 調査、予測及び評価の手法及び結果7.1 大気質」(p173、p176等)、「同7.2 騒音」(p280)等、各項目に記載しました。
(3) 現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理すること。なお、希少な動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、当該動植物の生息・生育地、特に営巣地が特定されないようにするなど、保護の観点に十分配慮すること。	現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理しました。 なお、現地で確認された希少な動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、当該動植物の生息・生育地、特に営巣地が特定されないようにするなど、保護の観点に十分配慮し、準備書を作成しました。
(4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を総合的に評価するものとし、環境保全措置に係る最新情報を収集の上、煙突高さや施設配置、排ガス処理施設等の事業計画に係る複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経緯を明らかにできるよう整理すること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を総合的に評価するものとし、環境保全措置に係る最新情報を収集の上、準備書段階における煙突高さや施設配置、排ガス処理施設等の事業計画を考慮し、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経緯を明らかにできるよう整理しました。
(5) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。	準備書の作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮しました。
(6) 住民等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、その周知等に努めること。	住民等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、その周知等に努めます。